

経営事項審査(経審)における 防災協定締結による加点について

建設業法施工規則の一部が改正されたことに伴い、平成20年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直しされました。その中で、社会性評価の見直しにおいての防災協定を締結している業者には、加点数が従来の3点から15点となり大幅な引き上げとなりました。

当会は、平成20年6月2日※に茨城県と災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定を締結しており、会員の皆様は、当会交付の証明書により、この制度をご活用いただくことができます。ご希望の場合は協会事務局へお問い合わせ下さい。

※県内における災害廃棄物処理の支援体制を強化し、廃棄物の迅速かつ円滑な処理に資するため、既存の協定を全面的に見直し、令和2年6月1日付けで、県、市町村、関係一部事務組合及び一般社団法人茨城県産業資源循環協会の65者により、新たな災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定を締結いたしました。

○防災協定締結業者としての確認方法

申請者の防災協定加入者の有無を判断するためには、次の確認書類が必要となります。

- ・ 国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定の写し
- ・ 社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合には、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書や証明書等)

○当会への証明書申請方法

- ・ 所定の用紙「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」を協会へ申請してください。なお、協会のホームページにも掲載しております。

※交付願の審査基準日とは、経営事項審査申請をする日の直前の営業年度末(決算日)のことを言います。ただし、新規申請の場合など、建設業許可日が審査基準日となる場合や、新規に法人設立をした際の設立日をもって審査基準日とする場合もあります。

☆申請の内容に基づき「証明書」及び「防災協定の写し」を発行いたします。

一般社団法人 茨城県産業資源循環協会
〒310-0852
水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 4F
TEL:029-301-7100 FAX:029-301-7103

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

令和 年 月 日

一般社団法人 茨城県産業資源循環協会
会長 古矢 満 殿

所在地
会員名
代表者氏名
電話番号

建設業法において実施する経営事項審査において、令和2年6月1日に茨城県知事との間で締結した災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書に基づき被災地の復旧活動に従事する者であることの証明書交付をお願いいたします。

審査基準日 令和 年 月 日